

# 不用品買い取り



## 事例

「不用品買い取りキャンペーン中」という電話があった。終活を始めようと思っていたので、業者に来てもらうことにした。

和服やバッグを見せ査定してもらった。1万円程度と言われた。もう着ないので構わないと思った。業者は、「貴金属はないか」と言い、家の中をじろじろ見始めた。少し怖くなったので、指輪とネックレスを出した。1500円で買い取られた。

家族に話したところ、反対された。業者の連絡先がわからない。

## アドバイス

- 購入業者は、事前連絡なく訪問して勧誘することは禁じられています。  
勧誘時に、社名などを明らかにしなければなりません。  
契約書を渡さなければなりません。
- 消費者は、契約書を受け取ってから8日間は契約解除できます。(クーリング・オフ制度)  
クーリング・オフ期間内は物品の引き渡しを拒むことができます。
- 業者の連絡先などがわからない場合、実質的には物品を取り戻すことができません。

**契約は、慎重に**